

会社は謝罪せよ！ 二度と不当労働行為はするな！ 静岡掲示物不当撤去高裁判決を受け会社に申し入れ！

東京高等裁判所は3月9日、静岡掲示物不当撤去行政訴訟控訴審で静岡県労働委員会の不当労働行為救済命令が正当であるとの勝利判決を言い渡しました。本部は本日、「東京高等裁判所の判決に基づく申し入れ」（『申第27号』）を会社に提出しました。以下、申し入れ内容です。

- 1. 東京高等裁判所の判決に従い、早急に謝罪文を手交すること。**
- 2. 手交に当たっては、事前に組合側幹事と協議し、日時、場所等を決定すること。**
- 3. 謝罪文は会社の責任者である社長が手交すること。**
- 4. 東京高等裁判所の判決を真摯に受け止め、上告等、法的措置を行わないこと。**
- 5. 今後二度と、組合掲示物撤去などの不当労働行為を行わないこと。**